

公益社団法人いわき市シルバー人材センター
熱中症予防対策空調付き作業着等購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人いわき市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業時に熱中症を予防するため着用する空調付き作業着等の購入に対する自己負担額の一部を助成することにより、会員の健康及び安全就業に備え、空調付き作業着着用の促進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、就業時に熱中症を予防するため購入した作業着に関するもので、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 空調付き作業着
- (2) 空調機器（ファン）が装着できる作業着
- (3) 空調付き作業着専用の空調機器（ファン）
- (4) 空調付き作業着専用の空調機器（ファン）用のバッテリー

(対象会員)

第3条 この要綱による助成の対象者は、センター正会員とする。

(助成額)

第4条 毎年度4月1日から3月31日までの間に購入した空調付き作業着等について会員一人につき、毎年度1回を限度に毎年度2,000円を上限に交付する。
ただし、センターの予算の範囲内とする。

(助成金の申請及び支払い)

第5条 助成金の交付を受けようとする会員は、空調付き作業着等を購入した日に該当する年度の3月31日までに、熱中症予防対策空調付き作業着購入助成金申請書及び助成金受領書（様式1）に購入内容が記された領収証等を添付の上申請するものとする。
2 センターは、申請内容を審査の上、当該会員に助成金を支払うものとする。

附 則

この要綱は、令和5年5月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。